

令和6年度 例規マネジメント見直し結果

No.	区分	例規名	制定年月日	所管部署	「大府市条例等整備指針」に基づく規定形式の適切性の確認	「例規マネジメント体制の構築」に基づく適時性の確認	対応区分	対応方針
1	条例	大府市環境基本条例	平成21年3月27日 大府市条例第1号	環境課	施策推進に当たっての基本理念や各参画主体ごとの責務を定めた規定、及び附属機関（環境審議会）の設置について定めた規定があるため、条例で定めることは適切である。	条例制定以来見直しを行っていないため、制定当時の環境問題を反映した規定となっている。環境問題を取り巻く情勢の変化に対応するため、現状に合わせる内容の検討が必要になってきている。	要検討	規定方式については問題なし。 ただし、内容について現在の環境問題を反映していない部分があるため、現在、将来にわたる環境問題を解消するための手段について規定を加えるなどの改正を検討する必要がある。
2	条例	大府市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例	昭和45年9月1日 大府市条例第24号	秘書人事課	地方公務員法第55条の2第6項に「職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる場合」は、条例で定めることとされている。	ノーワーク・ノーペイの原則及び職員団体に対する経理上の援助に該当しないと合理的に認められる「勤務が割り振られている日」を、給与を受けて団体活動ができる日として条例で定めるもの。土日などの週休日と異なり、条例で規定する休日、年次有給休暇などは本来、勤務が割り振られているが勤務を要さない日とされており、他には想定されるものがないため、規定内容は適切である。	改正不要	規定方式及び内容の適時性について問題なし。ただし、企業職員には、この条例の適用がないため、給与を受けて労働組合の活動を行う場合には、別の根拠が必要であるため、労働協約に就業時間内に法に基づく適法な交渉ができる旨を明確に定める必要がある。
3	消防本部 規程	大府市救助業務に関する規程	平成19年3月30日 大府市消防本部訓令第5号	消防署	消防法36条の2の規定により、総務省令で定める基準に従い、救助器具を装備した消防隊を配置することとされており、当該基準に従って、救助業務の運用に係る内容を、消防本部訓令として定めており、適切な規定形式である。	救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令昭和61年自治省令第22号）及び 救助活動に関する基準（昭和62年消防庁告示第3号）に則った内容を定めており、適切な内容である。	改正不要	規定方式及び内容の適時性について問題なし。
4	規程	大府市職員の勤務時間に関する規程	昭和45年9月1日 大府市規程第4号	秘書人事課	市長の事務部局に所属する職員について、勤務時間を定めており、内部管理に関する事項を定めているため、規程で定めることは適切である。	始業及び終業の時刻並びに休憩時間について定めており、始業及び終業の時刻が通常勤務と異なる週休3日制による勤務時間の割振りに対応していない。	改正	規定方式については問題なし。 ただし、始業及び終業の時刻について、勤務時間の割振りにより変更を可能とするよう改正する必要がある。
5	消防本部 規程	大府市消防職員の勤務時間に関する規程	昭和45年9月1日 大府市消防本部規程第4号	消防総務課	実施機関が内部職員に対して定めるものであり、訓令で定めることが適切である。	消防職員は交代制勤務者と毎日勤務者がおり、一般行政職等の他の職とは異なる勤務体系となっており、本市の3交代勤務の実態に即した規定内容となっている。	改正不要	規定方式及び内容の適時性について問題なし。
6	規則	大府市保育の実施の委託に関する規則	昭和51年3月29日 大府市規則第11号	幼児教育保育課	保育の実施を私人の経営する保育所に委託することについて、委託先の条件、入所手続を定めたものであり、条例事項ではないものの、重要度に照らして規則で定めることは適切である。	委託先として、社会福祉法に則った第2種社会福祉事業であること、及び私人委託をした場合の入所手続等について、明文規定がないため、公立保育所の規定を準用することを定めるもので、規定内容として問題はない。	改正不要	規定方式及び内容の適時性について問題なし。